

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和7年度第4四半期分

整理 番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)
1	東淀工場ごみピット照明設備復旧工事	電気工事	東淀工場	カナデビア（株）	55,000,000	令和8年1月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
2	東淀工場計装用空気圧縮機修繕	清掃施設工事	東淀工場	カナデビア（株）	979,000	令和8年1月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
3	平野工場車両管制設備整備工事	機械器具設置工事	平野工場	オリエンタル機電（株）	3,300,000	令和8年1月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
4	舞洲工場有害ガス処理設備修繕	清掃施設工事	舞洲工場	カナデビア（株）	979,000	令和8年1月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
5	平野工場計量器改修工事	機械器具設置工事	平野工場	（株）田中衡機工業所	11,110,000	令和8年2月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
6	八尾工場2号炉ボイラー設備緊急復旧工事	清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）	2,997,000	令和8年2月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
7	東淀工場ごみクレーン修繕	機械器具設置工事	東淀工場	（株）天満電機産業	1,361,800	令和8年2月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
8	舞洲工場2号炉ボイラー設備緊急復旧工事（その2）	清掃施設工事	舞洲工場	カナデビア（株）	28,424,000	令和8年3月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
9	舞洲工場N o. 2 雑用空気圧縮機修繕	清掃施設工事	舞洲工場	カナデビア（株）	1,980,000	令和8年3月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
10	西淀工場焼却設備中間点検整備工事	清掃施設工事	西淀工場	（株）タクマ	109,670,000	令和8年3月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
11	舞洲工場集じん設備ほか更新工事	清掃施設工事	舞洲工場	カナデビア（株）	182,820,000	令和8年3月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
12	八尾工場汚泥脱水機更新工事	機械器具設置工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）	96,800,000	令和8年3月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和7年度第4四半期分

整理 番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)
13	八尾工場焼却設備中間点検整備工 事	清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学 エンジニアリング（株）	367,400,000	令和8年3月23日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
14	東淀工場ごみ受け入れ設備修繕	清掃施設工事	東淀工場	カナデビア（株）	1,870,000	令和8年3月24日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場ごみピット照明設備復旧工事

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

本工事はごみピット火災により被災した東淀工場のごみピット照明設備を復旧する工事である。

本設備についてはごみピット火災の熱により破損し、ごみクレーンを使用して焼却炉へのごみ投入等の作業が不可能となった。現在は仮照明を設置したが、ごみピット室内の照度不足のため室内での作業に支障をきたしている状況にあるため復旧する必要がある。

本工事は焼却炉とごみクレーンを稼働している中での工事となり、施工には足場の設置が必要となるが通常の足場を設置するとごみクレーンの使用が不可能となるため、室内の形状やごみクレーンでの作業を考慮しての特殊な足場が必要となる。また、焼却炉の運転状況やごみの受入れ状況を総合的に理解、把握したうえで状況を勘案しながら効率的に作業する必要がある。

本工事については、当工場の設備や作業内容の特質を理論的・経験的に十分把握していることや、当工場全体の特質を理解し工場の運転を継続した状態で工事を実施する必要があることから、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、本工事後の設備全体において、一貫した責任について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を十分に把握したカナデビア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場計装用空気圧縮機修繕

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

今回修繕を行う計装用空気圧縮機は、各種設備の計装機器の制御用として使用される圧縮空気を発生させる設備である。

当工場の本設備はカナデビア株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕については計装設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したカナデビア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場車両管制設備整備工事

2 契約の相手方

オリエンタル機電株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う車両管制設備は、平野工場に搬入する車両に計量後の行先を指示し誘導する設備である。

本設備は、連続稼働により、消耗度が激しく、また経年劣化により車両管制の誤作動が発生している。そのため発生した車両渋滞が一般道路までもおよび市民生活、搬入計画にも影響を与えるため、整備を行い適正な維持管理を図るものである。

本設備はオリエンタル機電株式会社の独自の技術により、設計・製作されたものであり、車両管制システム、自動計量システムなどとの連携において本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であることから、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したオリエンタル機電株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場有害ガス処理設備修繕

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

舞洲工場有害ガス処理設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち、ごみを焼却した際に発生する有害ガスを処理する設備である。

今回、本設備が故障していることから、焼却設備の安定稼働に支障をきたすため、修繕を行うものである。

当工場の本設備は、カナデビア株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕については本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したカナデビア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場計量器改修工事

2 契約の相手方

株式会社田中衡機工業所

3 随意契約理由

今回整備工事を行う計量器設備は、平野工場に搬入する車両の重量を測定する設備である。

本設備は、ごみの受入のため1日1000台以上の重量測定を行っている。そのため設備の劣化が激しく本体にひずみが生じ、年々計量器の測定誤差が拡大している。今以上に誤差が拡大すると、計量法第19条で定められている定期検査が不合格になり、ごみの受入れができず、市民生活に多大な影響を与えることとなるため、速やかに改修を行い適正な維持管理を図るものである。

本設備は株式会社田中衡機工業所の独自の技術により、設計・製作されたものであり、自動計量システム、車両管制システムなどとの連携において本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であることから、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社田中衡機工業所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場 2号炉ボイラー設備緊急復旧工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

八尾工場ボイラー設備は、焼却炉で発生する高温の燃焼ガスを冷却する一方、廃熱を最大限回収することを目的として設置されている。

本設備については、これまで定期的な点検整備を実施してきたところであるが、2号炉ボイラー設備の中間壁蒸発管より水漏れが発生し、炉の運転が不可能な状況となっている。速やかな炉の運転再開のため、直営での整備について検討したが、炉内の危険な高所の水漏れ箇所であるのに加え、専門的な補修を要する状況である。加えて、当該水漏れにより、蒸気が炉内に回ったことで灰が付着し、灰の詰り除去作業を併せて実施する必要があり、対応が困難な内容であった。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、故障が発生し炉の運転ができなくなった場合、可及的速やかに復旧工事を行い、炉の運転を再開しなければ、ごみの収集業務に支障が出る可能性がある。

そのため、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあり、早急な復旧が必要となる。なお、今回は設備を稼働させるために必要な最低限の復旧工事であり、別途定期整備工事で残部の整備工事を行う予定である。

本設備は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が焼却設備を設計・施工した際にその性能を確保するために選定したものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることと工事後の焼却設備全体において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、焼却設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。この条件を満たすのは焼却設備を設計・施工した三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場
(電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場ごみクレーン修繕

2 契約の相手方

株式会社天満電機産業

3 随意契約理由

今回修繕を行うごみクレーンは、株式会社天満電機産業の独自の技術により設計・制作されたものである。

本修繕については、ごみクレーンが有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない、ごみクレーンを設計・施工した会社以外では、整備技術の対応が不可能である。また、修繕後の設備全体の性能、作動状態等において一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社天満電機産業のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場 2 号炉ボイラー設備緊急復旧工事（その 2）

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

舞洲工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

本設備については定期的な点検整備を行っているが第 1 煙道第 1 仕切壁より水漏れが発生し、炉の運転が不可能な状況となっている。まずは直営での作業を検討したが、水漏れ個所が炉内の危険な高所での水漏れであり、専門的な補修を行う必要があるため対応が困難な内容であった。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、故障が発生し炉の運転が出来なくなった場合、可及的速やかに復旧工事を行い炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみの収集業務に支障を及ぼす可能性がある。そのため、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから、早急な復旧が必要となる。なお、今回は設備を稼働させるために必要な最低限の復旧工事であり、別途整備工事で残部の整備工事を行う予定である。

本設備は、カナデビア株式会社において独自の技術により設計・施工したものである。本工事については、本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したカナデビア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号 0 6 - 6 4 6 3 - 4 1 5 3）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場No. 2 雑用空気圧縮機修繕

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

舞洲工場No. 2 雑用空気圧縮機は、焼却炉のダンパー制御など焼却設備等の制御に使用される圧縮空気を生成する設備である。

今回、本設備が故障していることから、No. 1 雑用空気圧縮機が連続運転しており、故障した場合、焼却及び粗大ごみ処理設備の安定稼働に支障をきたすため、修繕を行うものである。

当工場の本設備は、カナデビア株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕については本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したカナデビア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

株式会社タクマ

3 随意契約理由

今回施工する西淀工場焼却設備中間点検整備工事は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の整備である。

本施設は、24時間連続で稼働しており、各設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、株式会社タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号 06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場集じん設備ほか更新工事

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

今回更新工事を行う舞洲工場集じん設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の本設備は、カナデビア株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したカナデビア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場汚泥脱水機更新工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

八尾工場汚泥脱水機設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち、処理過程で発生した汚泥を処理する設備である。

本設備は焼却プラントの主要設備であり、故障により使用不可の場合、焼却プラントの運転継続ができなくなるため、更新を行うものである。また既設設備との機械的・電氣的な整合性及び運転制御システムとの適合性を確保する必要がある。

当工場の本設備は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 (電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場焼却設備は、一般廃棄物进行处理する施設のうちの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の本設備は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 (電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場ごみ受け入れ設備修繕

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

今回修繕を行うごみ受け入れ設備のごみ投入扉スライドゲートは、ごみ投入扉内部に設置されており、搬入者等が万が一扉内に転落した際にごみピットにまで転落することを防止するための設備である。

当工場の本設備はカナデビア株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕については本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、修繕後の設備全体において、一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したカナデビア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)